

公印省略

事務連絡  
令和3年4月12日

大牟田市介護支援専門員連絡協議会  
会長 林 洋一郎 殿

大牟田市 福祉課  
介護保険担当課長  
吉 澤 恵 美

介護保険法施行規則の改正に伴う要介護認定における  
認定有効期間の見直しについて（周知）

平素から介護保険行政につきましてご理解ご協力ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、介護保険法施行規則の改正に伴い、大牟田市介護認定審査会における要介護認定有効期間を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、各事業所等への周知をよろしくお願い致します。

記

1. 大牟田市介護認定審査会における認定有効期間の改正について

- (1) 対象者 令和3年4月1日以降の更新申請者のうち二次判定において前回と今回の判定が同じで、今回の二次判定が要介護4または要介護5である者
- (2) 認定有効期間の上限 36ヶ月（改正前） ⇒ 48ヶ月（改正後）
- (3) 開始時期 令和3年4月1日

【担当】大牟田市福祉課介護保険担当  
TEL : 0944-41-2683